

## 資 金 概 要

資 金 名	沿岸漁業改善資金（県直貸）		
目 的 根拠法：沿岸漁業改善資金助成法	沿岸漁業経営の改善等に自主的に取組む沿岸漁業従事者等に対し、無利子資金を貸付けることにより、沿岸漁業経営の健全な発展、漁業生産力の増大、沿岸漁業従事者の福祉の向上及び青年漁業者等の養成確保を図る。		
基 準 金 利	無利子		
貸付対象者	沿岸漁業従事者、協業体、漁業生産組合、漁業協同組合 等		
資 金 区 分 (資金使途)	<p>経営等改善資金</p> <p>（近代的な漁業技術又は漁ろうの安全確保のための施設導入等に必要な資金）</p>	<p>生活改善資金</p> <p>（漁家の生活改善のために必要な設備等の導入資金）</p>	<p>青年漁業者等育成確保資金</p> <p>（後継者等による近代的な経営方法・技術の習得及び経営開始等に必要な資金）</p>
	※詳細については佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則（以下、「規則」とする。）別表 参照		
貸付限度額	2,500万円	150万円	5,000万円
融 資 率	借受者の負担する額（100%以内）		
償 還 期 間	10年以内 (うち据置期間3年以内)	7年以内 (据置期間なし)	10年以内 (うち据置期間3年以内)
貸 付 枠	(R4年度)51百万円		
担保・保証人	連帯保証人		
申 請 方 法	資金の貸付を受けようとする者は、貸付申請書に事業計画書を添え、漁協および水産振興センターを通じて知事に提出する。（規則 第5条および第15条）		
貸 付 決 定	知事は、貸付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、貸付を行うことが適当と認めるときは貸付の決定を行う。（規則 第6条）		
審 査 基 準	規則 別表および付表 参照		
審 査 体 制	各地区（有明・玄海）の運営協議会の意見を参考に担当部局において審査を行い、貸付等の決定を行う。		